

第 11 章 陸上自衛隊の救援体制

第11章 陸上自衛隊の救援体制

福島県知事は、福島県地域防災計画（自衛隊災害派遣）に定めるところにより、陸上自衛隊の福島駐屯地に対し、救援活動の要請を行うことができる。

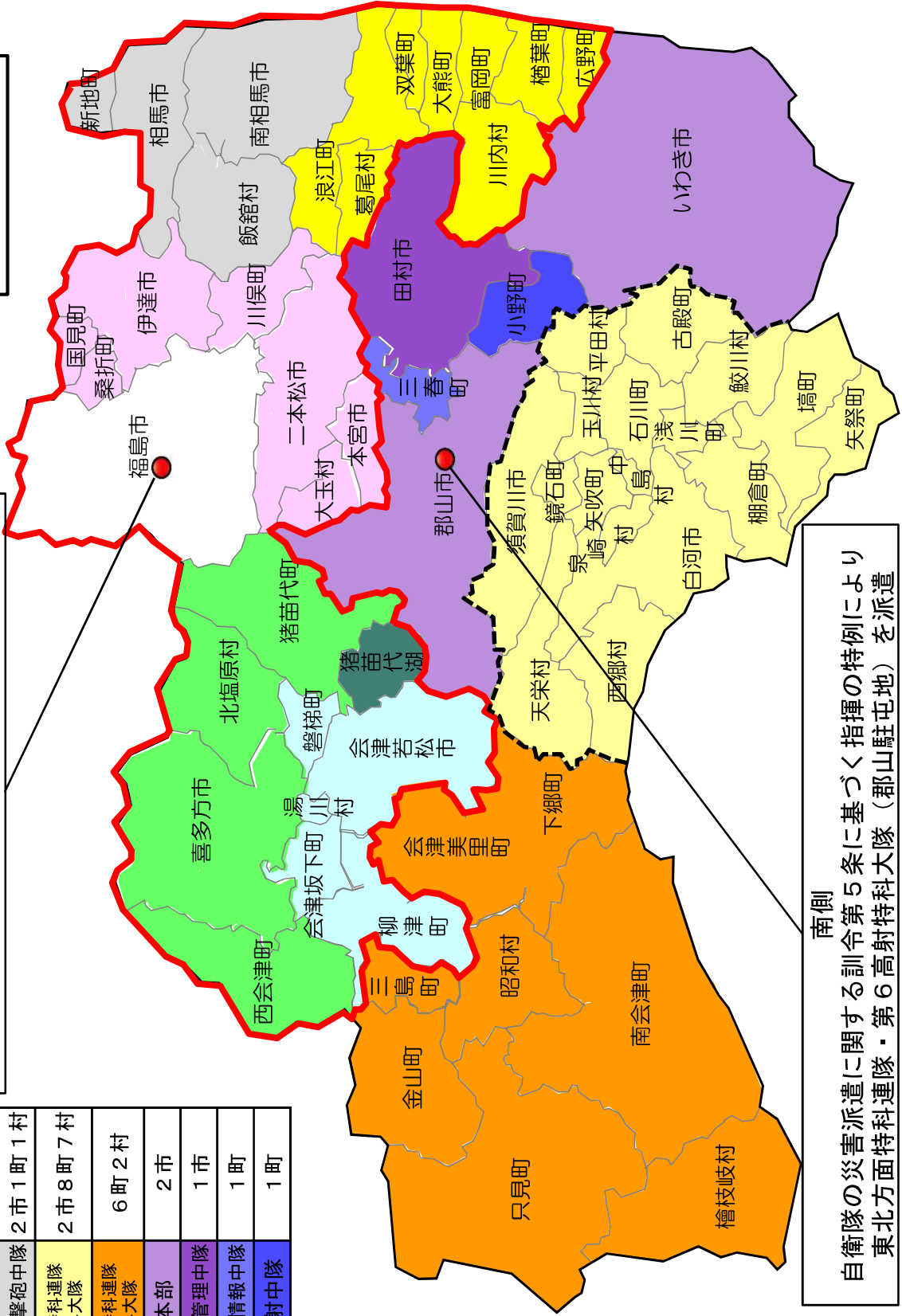
なお、陸上自衛隊の救援調書を次ページに示す。

担任部隊	派遣部隊	市町村数
第44普通科連隊	本部管理中隊	1市
	第1中隊	1市3町1村
	第2中隊	3市3町1村
	第3中隊	6町2村
	第4中隊	1市2町1村
	重迫撃砲中隊	2市1町1村
	東北方面特科連隊 第1特科大隊	2市8町7村
	東北方面特科連隊 第3特科大隊	6町2村
	第6高射特科 本部	2市
	本部管理中隊	1市
第44普通科連隊	指揮情報中隊	1町
	高射中隊	1町

福島県災害派遣担任隊区

北側（赤枠内）
第44普通科連隊の部隊（福島駐屯地）を派遣

● 駐屯地所在位置



南側
自衛隊の災害派遣に関する訓令第5条に基づく指揮の特例により
東北方面特科連隊・第6高射特科大隊（郡山駐屯地）を派遣

○ 陸 上 自 衛 隊 救 援 調 書

陸上自衛隊福島駐屯部隊救援調書

管 内 名	救 援 先 ・ 地 区 名	救援出来る主な河川、海岸名	救援該当市町村	救援主要路線	救 援 先 所要時間
県 北(建)	福島市太田町（八木田橋）	荒川、天戸川、須川、鍛冶屋川	福島市（吾妻山を含む）	上名倉・飯坂・伊達線、福島・吾妻・裏磐梯線、国道115号（方木田地区）	0' 25"
県 北(建)	福島市宇南沢又北沢又入口（上松川橋）	松川、八反田川、摺上川	福島市	上名倉・飯坂・伊達線、庭坂・福島線、飯坂線、国道13号	0' 35"
県 北(建)	福島市桜木町	阿武隈川、八反田川、摺上川	福島市（飯坂町、瀬上町）	福島・吾妻・裏磐梯線、国道4号、国道115号（南町、郷野目）	0' 35"
保 原(土)	伊達市保原町	阿武隈川、広瀬川、産ヶ沢川、東根川、石田川、小国川	伊達市（保原町、梁川町、霊山町）、国見町、桑折町	国道115号、東北自動車道、国道4号（主）、国道399号、国道349号、梁川・霊山線	1' 00" (1' 15")
二本松(土)	本宮市本宮	阿武隈川、安達太良川、口太川、白岩川	本宮市（白沢村）	東北自動車道（主）、国道4号	1' 05" (1' 20")
二本松(土)	二本松市若宮	阿武隈川、油井川、木幡川、杉田川、小浜川	二本松市（東和町、安達町、岩代町）	東北自動車道（主）、国道4号	0' 50" (1' 05")
富 岡(土)	双葉郡浪江町	請戸川、前田川、棚塩、請戸中沢、郡山中野の4海岸	浪江町、双葉町	国道114号、原町・川俣線、国道6号、国道115号、東北自動車道、国道4号	3' 00"
富 岡(土)	双葉郡富岡町字大膳原	熊川、富岡川、井出川、浅見川、木戸川、細谷、深谷、富岡、毛萱、波倉、井出、山田浜の7海岸	富岡町、大熊町、楡葉町、広野町、川内村	国道114号、原町・川俣線、国道6号、国道115号、東北自動車道、国道4号	3' 30"
相 双(建)	相馬市中村	三滝川、地藏川、宇多川、小泉川、木崎、大戸、大浜、今泉、磯部、浦庭の5海岸	相馬市、新地町	国道115号、国道114号、原町・川俣線、国道6号、国道115号、東北自動車道、国道4号、東北中央自動車道	2' 10" (2' 50")
相 双(建)	南相馬市原町区錦町	真野川、新田川、太田川、南海老、北泉、洪佐、雫の4海岸	南相馬市（原町区、鹿島区）	国道114号、原町・川俣線、国道6号、国道115号、東北自動車道、国道4号	2' 30" (2' 45")
相 双(建)	南相馬市小高区	小高川、川房川、宮田川、塚原、村上、角部内、浦尻の4海岸	南相馬市（小高区）	国道114号、原町・川俣線、国道6号、国道115号、東北自動車道、国道4号	2' 40"
県 中(建)	郡山市虎丸町	藤田川、逢瀬川、笹原川、谷田川、五百川、阿武隈川	郡山市（三徳田町、日和田町、田村町）	市道	0' 20"
三 春(土)	田村郡三春町	桜川、大滝根川、牧野川	田村市（船引町、常葉町、大越町）、三春町	国道4号、国道288号	0' 40"
三 春(土)	田村郡小野町	夏井川、右支夏井川、車川、梵天川、黒森川	田村市（滝根町）、小野町	国道49号、小野田母神線	1' 00"
いわき(建)	いわき市久之浜町	大久川、末続川、久之浜、末続の2海岸	いわき市（久之浜町、大久町）	国道49号、国道6号、及市道	2' 20"
いわき(建)	いわき市平谷川瀬	夏井川、滑津川、矢田川、原高野川、好間川、三坂川、新川、四倉、夏井、豊間、沼ノ内、永崎の5海岸	いわき市（平、内郷、常磐、湯本町、小名浜、四倉町、小川町、川前町、好間町）	国道49号、国道6号	2' 10"
勿 来(土)	いわき市勿来町、植田町	鮫川、山田川、四時川、蛭田川、渋川、岩間、植田、須賀、関田の4海岸	いわき市（勿来町、遠野町、田人町）	国道49号、国道6号	2' 30"
須賀川(土)	須賀川市大町	阿武隈川、釈迦堂川、江花川、竜田川	須賀川市、鏡石町、天栄村	国道4号、郡山長沼線	0' 50"
県 南(建)	白河市道場小路	阿武隈川、社川、黄金川、堀川、真名子川、藤野川	白河市（表郷村、大信村、東村）西郷村、泉崎村、矢吹町、中島村	国道4号、郡山長沼線	1' 00"

※ 救援主要路線…水防災害時、通行の可否についての情報を必要とする路線（ ）内は、住経路使用時の所要時間

管 内 名	救 援 先・地 区 名	救援出来る主な河川、海岸名	救援該当市町村	救援主要路線	救 援 先 所要時間
石 川(土)	石川郡石川町	阿武隈川、社川、今出川、北須川、泉郷川、鮫川	石川町、浅川町、古殿町、平田村、玉川村	国道4号、国道118号	1'20"
棚 倉(土)	東白川郡棚倉町	久慈川、鮫川、近津川、渡瀬川、川上川、社川	棚倉町、塙町、鮫川村、矢祭町	国道4号、国道118号	1'50"
県 中(建)	郡山市湖南町字福良	常夏川、菅川、船津川、猪苗代湖	郡山市	国道49号	1'10"
猪苗代(土)	耶麻郡猪苗代町	長瀬川、小田川、酸川、檜原湖	猪苗代町、北塩原村	国道49号、国道115号	1'10"
会津若松(建)	会津若松市追手町	阿賀川、宮川、不動川、氷玉川、藤川、赤沢川、佐賀瀬川、東尾岐川	会津若松市、会津美里町（会津本郷町、会津高田町、新鶴村）	国道49号	2'00"
会津若松(建)	会津坂下町（会津坂下町役場）	阿賀川、宮川、瀬川、粟村用水路	会津坂下町、湯川村	国道49号	2'20"
喜多方(建)	喜多方市寺町	阿賀川、日橋川、大塩川、田付川、押切川、濁川、野辺沢川	喜多方市（塩川町、熱塩加納町）、北塩原村	国道49号、国道121号	2'30"
喜多方(建)	喜多方市山都町（山都総合支所）	阿賀川、只見川、五枚沢川、一の戸川、宮古川	喜多方市（山都町、高郷町）	国道49号 会津坂下・山都線 喜多方・西会津線	2'30"
喜多方(建)	耶麻郡西会津町（西会津町役場）	阿賀川、長谷川、笹川、奥川	西会津町	国道49号	2'30"
宮 下(土)	河沼郡柳津町（柳津町役場）	只見川、銀山川、滝谷川	柳津町	国道49号、国道252号	2'40"
宮 下(土)	大沼郡三島町宮下	大谷川、滝谷川、只見川、沼沢川	三島町	国道49号、国道252号	2'40"
宮 下(土)	大沼郡金山町川口	只見川、野尻川、見沢川、畑沢川	金山町、昭和村	国道49号、国道252号	3'40"
南会津(建)	南会津郡下郷町（下郷町役場）	阿賀川、戸石川、加藤谷川、観音川、小野川	下郷町	国道49号、国道121号	2'30"
南会津(建)	南会津郡南会津町田島	阿賀川、水無川、高野川、桧沢川、荒海川	南会津町	国道49号、国道121号	2'50"
山 口(土)	南会津郡只見町（只見町役場）	浦生川、叶津川、只見川、黒谷川、伊南川	只見町	国道49号、国道252号	3'50"
山 口(土)	南会津郡南会津町山口	伊南川、布沢川、鹿水川、富沢川、小屋川、館岩川、小滝川	南会津町（南郷村、伊南村、館岩村） 檜枝岐村	国道49号、国道252号 国道289号	4'10"

※ 救援主要路線…水防災害時、通行の可否についての情報を必要とする路線

() 内は、住経路使用時の所要時間

災害派遣に関する福島県知事と陸上自衛隊福島駐屯地司令
との協定書

福島県知事(以下「甲」という。)と陸上自衛隊福島駐屯地司令
(以下「乙」という。)とは、自衛隊法第83条第1項及び同条第2
項に基づく災害派遣に関し、その要請の適正と円滑な運営を期す
るため、この協定を締結するものとする。

(自衛隊の任務の周知徹底)

第1条 甲は、自衛隊の実施する災害派遣の目的、趣旨を平時か
ら関係機関に周知徹底し、災害派遣要請の適正を期するものと
する。

(平時における情報の収集)

第2条 甲は、乙に対し災害に関する資料を提供するほか、自衛
隊が行う災害に関する情報収集活動に対しても、積極的な援助
を行うものとする。

(甲が行う訓練の支援)

第3条 乙は、甲の実施する災害救助演習、水防演習等には、業
務に支障のない限り、部隊等を参加させ、これを支援する。

この場合、甲は、あらかじめ当該演習の計画を通報するとと
もに、必要とする部隊人員、装備等について乙に要請するもの
とする。

2 市町村長の計画する演習の支援については、前項の規定に準
じ甲があらかじめ調整するものとする。

(災害発生が予想される場合の連絡)

第4条 甲は、自衛隊の災害派遣を要する災害の発生が予想され

る場合は、すみやかに乙にその状況及び事後の見通し等を通報するものとする。

2 乙は、前項の通報に基づき必要に応じ連絡班を派遣する等の措置を講ずるものとする。

3 乙が連絡班を県庁に派遣した場合、甲は、連絡所開設に必要な施設及び電話機等を提供する等、所要の支援を行うものとする。

(偵察者の派遣)

第5条 災害の発生が予想され、又は発生した場合において、乙が現地に偵察者を派遣するとき、甲は、必要に応じ関係職員を当該偵察者と同行させる等して、現地関係者との連絡調整に当たらせるものとする。

(現地責任者の指定等)

第6条 甲及び乙は、災害の救援に関し現地における責任者をそれぞれ指定し、相互の連絡調整に当たらせるものとする。

(現地本部等の設置)

第7条 災害の規模、様相等により必要がある場合は、双方協議の上、現地に現地本部等を設置し、業務の円滑効率的な実施を図るものとする。

現地本部等に必要な施設等は、甲が準備するものとする。

(救援資材の集積、使用及び補償等の責任)

第8条 災害救援のため必要な資材は、甲が準備集積したものを使用するものとする。

2 災害派遣において、自衛隊の物品を自衛隊以外の者が使用する

る場合においては、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年1月10日総理府令第1号）によるほか、その都度協議して定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第9条 災害派遣等に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。

（1） 甲が負担するもの

ア 災害派遣部隊が災害対応活動を実施するため必要な資器材等（自衛隊装備品に係わるものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費

イ 災害派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費

ウ 災害派遣部隊の災害対応活動に伴う光熱水費及び電話料等

エ 災害派遣部隊の災害対応活動中に発生した損失に対する補償費

（2） 乙が負担するもの

ア 災害派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費、車両等の燃料及び修理費

イ 写真用消耗品費

ウ 災害派遣部隊の災害対応活動中に発生した損害に対する賠償費

（3） 前各項に定める内容は、災害派遣に関して増援される部隊についても同様とする。

（4） 1号及び2号に定める経費並びにこれ以外の諸経費で負担

区分に疑義を生じた場合は、甲乙間で協議するものとする。

(協議)

第 10 条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定め
ない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるもの
とする。

協定締結の証として、協定書 2 部を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各
1 部を所持するものとする。

附 則

- 1 この協定は、令和 2 年 3 月 2 6 日から施行する。
- 2 昭和 4 5 年 7 月 1 日に締結された「災害派遣に関する福島県知
事と陸上自衛隊福島駐とん地司令及び郡山駐とん地司令との協
定書」は、これを廃止する。

令和 2 年 3 月 2 5 日

甲 福島県

福島県知事

内 堀 雅 雄

乙 陸上自衛隊第 4 4 普通科連隊

陸上自衛隊第 4 4 普通科連隊長

兼ねて福島駐屯地司令

土 肥 直 人